

# 児童扶養手当「現況届」の提出期限は8月30日(金)です

8月は「児童扶養手当現況届」の提出月です。

役場から郵送する現況届に必要な事項を記入し、必要な書類を添えて、必ず受給者本人が住民福祉課へお越しく下さい。提出の際に担当者が近況の聞き取りを行います。

現況届の提出が遅れると、8月以降の手当が支給されなくなりますのでご注意ください。

## 児童扶養手当の受給要件

次のいずれかの条件にあてはまる児童を監督保護している父または母、または父母に代わってその児童(※)を養育している人(児童と同居、監督保護し生計を維持している人)が受給できます。

※「児童」とは、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童

または、政令で定める程度の障がいがある場合は、20歳未満の児童

## 〈条件〉

- ① 父母が婚姻を解消した
- ② 父または母が死亡した(遺族補償を受けることができる場合は対象となりません)
- ③ 父または母が政令で定める程度の障がいの状態にある
- ④ 父または母から引き続き1年以上遺棄されている
- ⑤ 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている

(※注意) 手当金額は、所得で決定するため①～⑤に該当しても手当が受けられない場合があります。

## 受給手続き

住民福祉課にご相談のうえ、お手続きをしてください。

## 必要な書類

- ① 児童扶養手当認定請求書
- ② 請求者と対象児童の戸籍謄本または抄本

- ③ 請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票
- ④ 請求者と対象児童の健康保険証の写しおよび請求者の預金通帳の写し



## 児童手当現況届の提出はお済みですか？

児童手当現況届について、6月1日に受給者宛てに書類を郵送しておりますが、提出はお済みでしょうか。

現況届は平成30年分の所得および6月1日の世帯状況を確認し、引き続き児童手当を受給する要件を満たしているかどうかを確認するための大切な届出です。

現況届をまだ提出していない場合は、10月以降の児童手当が受けられなくなりますので、速やかにご提出をお願いします。

## 【提出書類】

- ① 児童手当現況届
  - ② 受給者の健康保険証のコピー
- (※6月1日に受給者宛てに郵送しています。)



〈問い合わせ・提出先〉住民福祉課 福祉係 TEL(67)2702